

福利 かがわ

FUKURI KAGAWA

No.
205

2025.10.21

CONTENTS

公立学校共済組合香川支部 からのお知らせ

令和7年度

セミナー開催報告 2

からだチェックDAYについて 3

ベジ選手権について

被扶養者の特定健康診査について

ウォーキンググランプリ申込 4

障害厚生年金について 5

標準報酬の保険者算定について 6

住宅借入金等特別控除を受ける方へ

個人情報の取り扱いについて 7

資格確認書の送付について 8

(一財) 香川県教職員互助会 からのお知らせ

会員専用ホームページのご案内 8

ご家庭にお持ち帰りになり、
ご家族みなでご覧ください。



太古の森(三木町)

太古の森は、香川県三木町に位置する自然豊かなエリアで、貴重な植物や動物が生息しています。古代の森をイメージさせる植生や美しい風景が魅力で、散策や学習、リフレッシュに最適な場所です。地域の生態系を保護するための取り組みも行われており、訪れる人々に自然の大切さを伝えています。

令和7年度セミナー開催報告

ヘルスアップセミナー

【オンラインコース】 ●8月1日(金)～8月31日(日) 講師:株式会社ルネサンス

参加者
166名

全23種類のレッスン動画をいつでも受講し放題、自宅で本格的なスポーツクラブのレッスンを体験できるオンラインセミナーを開催しました。

【ヘルスラーニングコース】 ●8月6日(水) 会場:総合文化会館アイレックス

午前は「血糖値が気になる方へ～楽しく食事改善～」と題して、北陸中央病院の管理栄養士 居村久子氏の講演を行いました。午後からは、株式会社ルネサンスの講師によるヨガやストレッチ、筋力トレーニング等、楽しく無理なく体を動かしました。



参加者
105名



【心のセルフケアコース】 ●8月21日(木)

参加者
28名

会場:ホテルマリパレスさぬき

講師:四国中央病院 心理療法士 宮崎 芙美氏、高橋 茜氏、佐藤 尚美氏
「ストレスコーピングをやってみよう」と題した講演を行いました。

グループワークを交えながら自分の心と向き合い、ストレスに対処するための手段を考えたり、マインドフルネス体験をしました。



その他セミナー

【セカンドライフセミナー】

●8月1日(金) 会場:サンメッセ香川

参加者
79名

一般財団法人教職員生涯福祉財団のセミナー推進員 山口氏・石橋氏を講師に迎え、「経済生活」「公的年金・医療保険」「生きがい」等をテーマに退職後の生活についてのセミナーを実施しました。



【ライフプランセミナー】

●8月5日(火) 会場:総合文化会館アイレックス

参加者
12名

一般財団法人教職員生涯福祉財団のセミナー推進員 古川氏を講師に迎え、これからの生活のために、日常生活費やライフイベントごとの必要経費等についての基礎知識を学びました。

「健康チャレンジ からだチェックDAY」 を開催しました!!

令和7年度は、**8月2日(土)と8月23日(土)**の2日間開催しました。昨年度実施した**「血管年齢」・「骨年齢」・「ベジチェック」・「姿勢計測」**に加え、**「脳年齢」・「反射計測」**の6つの測定をスタンプラリー形式で実施し、オリジナルカードやオリジナルシールを配布しました。

昨年度から好評の「姿勢計測」では、4枚写真を撮影することにより、猫背や反り腰といった自分の姿勢タイプやそれに合わせた姿勢改善ストレッチ方法等が記載された個人の結果データがその場で印刷されるため、「普段の自分の姿勢をデータとして確認できて良かった」「正しい姿勢への意識付けとなった」等の声が多く聞かれました。

また、会場では、乳がん触診モデルを展示し、自己検診への啓発を行いました。

参加者(組合員&家族):257名



「ベジチェック」測定中



今年度初めて実施した「反射計測」



「骨年齢」・「血管年齢」・「脳年齢」測定中



スタンプラリーカード&シール
家族の方にもたくさんご参加いただきました!



ありがとうございました。

令和7年度 「健康チャレンジ ベジ選手権」を開催！

8月1日から8月28日までの4週間、チーム(2~5人)または個人で、野菜の摂取量や野菜クイズに正解することなどで獲得できるポイントの合計を競うベジ選手権を開催し、チーム戦に40チーム(124人)、個人戦に110人が参加しました。

ベジ選手権参加者でベジチェックを実施した人は106人で、ベジチェックの平均は6.8でした。7以上が1日の目標摂取量である350gを摂取している目安となるので、多くの人が野菜を意識して食べることができていたようです。

参加者の声

- ・毎日の生活に野菜を取り入れようと思うようになった。
- ・参加しているメンバーと「今日は3ベジだね」と話ができ楽しかった。
- ・ベジ選手権に参加するようになってから、野菜摂取を意識することが習慣になった。来年も楽しみにしています。
- ・クイズを通して野菜についての知識が増えるのがよかった。



40歳から74歳までの被扶養者がいる組合員のみなさんへ

被扶養者の特定健康診査について

特定健康診査未受診の被扶養者の方へ受診勧奨の案内を
ご自宅へ送付しています。

被扶養者の方に案内が届いた場合は、

- 生活習慣病の早期発見・早期治療
- 継続的な健康状態の把握 のため、受診を勧めてください。

※ 受診券・質問票は、7月の受診案内時に同封しています。
紛失された場合は再交付しますので、共済組合までご連絡ください。

費用
無料



受診は
令和8年1月末日まで

●○ パート先等勤務先の健康診断や個人で人間ドックを受診された方 ○●

受診した結果を共済組合へ送付することで、特定健康診査を受診したことになります。
未使用の受診券・健診結果の写し・質問票のすべてを提出いただいた場合、QUOカード
(1,000円相当)を進呈します。送付用の封筒を郵送しますので、下記までご連絡ください。
共済組合香川支部 保健担当 (☎087-832-3794)



ウォーキンググランプリ申込受付中



10月31日から11月30日まで実施するウォーキンググランプリの申込受付中です。
興味のある方は、**10月30日まで**にkencomからエントリーをお願いします。

エントリーにはkencomへの登録が必要になりますので、未登録の方は早めに
準備してください。(登録方法は香川支部のホームページで確認できます。)

チーム(2~10人)または個人どちらかで参加できます。
ウォーキンググランプリについての詳細は、右の二次元コードから
香川支部のホームページ掲載のチラシをご確認ください。



障害厚生年金について

受給要件

「障害厚生年金」は、組合員が病気（こころの疾患を含む。）、けがにより生活や仕事に支障をきたすような障害状態になった場合に、在職中においても受給できる年金です。次の要件をすべて満たせば、組合員からの請求にもとづき支給されます。

- ①その疾病や負傷の初診日に組合員であること。
- ②障害認定日（初診日から1年6月を経過した日。）に障害等級1～3級に該当する障害の状態（※）にあること。（※）障害者手帳の等級とは異なります。
- ③国民年金の保険料納付要件を満たしていること。



次の場合は、特例としてそれぞれの日が障害認定日となります。（ただし、初診日から1年6月を経過している場合には1年6月となります。）

特例症例

喉頭全摘出手術	喉頭全摘出日
人工骨頭・人工関節を挿入・置換	挿入・置換日
切断又は離断による肢体の障害	切断又は離断日（障害手当金は創面治癒日）
脳血管疾患による機能障害	初診日から6か月経過した以後（固定と認められた場合）
在宅酸素療法	在宅酸素療法を開始した日（常時使用の場合）
人工弁、心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）の装着	装着日
心臓移植・人工心臓・補助人工心臓	移植又は装着日
CRT（心臓再同期医療機器）、CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）	装着日
胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管（ステントグラフトも含む。）を挿入置換	挿入置換日
人工透析療法	透析開始日から起算して3か月を経過した日
人工肛門造設、尿路変更術	造設日または手術日から起算して6か月経過した日
新膀胱造設	造設日
遷延性植物状態	状態に至った日から起算して3か月を経過した日以後

まずは電話相談

障害の状態が障害等級1～3級に該当するかどうかを判定するために、『障害程度の認定』を行う必要がありますので、下記担当までご連絡ください。障害厚生年金の請求関係書類と併せて認定請求書や診断書等を送付します。関係書類提出後、障害等級1～3級に該当すると認定されれば、障害厚生年金の支給が開始されます。

なお、障害等級1～2級に該当する場合は、日本年金機構から障害基礎年金が併せて支給されます。

障害厚生年金は在職中でも支給されます

- 障害厚生年金は、障害認定日の属する月までの組合員期間、標準報酬月額及び標準期末手当等をもとに算定されます。
- 在職中でも支給されますが、経過的職域加算額（※）については、支給停止となります。
（※）平成27年9月30日までの組合員期間内に初診日がある疾病や負傷があるときに加算される部分。
- 現在、共済組合から傷病手当金の給付を受けている方の中には、障害厚生年金を請求できる場合がありますので、お心当たりの方はご確認ください。
ただし、傷病手当金の給付を受けている方が障害厚生年金を受給するようになると、既に受給した傷病手当金を返還していただく場合があります。
- 他の年金（老齢又は遺族）が決定されている方が、障害厚生年金を受給できる場合は全ての年金を受け取れるのではなく、いずれか一つの年金を選択し受け取ることになります。

お気軽に香川支部までご相談ください
年金担当 ☎087-832-3795

9月に標準報酬月額の時決定が行われました。

「時決定」とは

組合員が実際に受ける報酬と既に決定されている標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年7月1日に4月から6月までの3か月の報酬の平均により、標準報酬月額を決定します。この決定のことを「時決定」といいます。

これにより決定された標準報酬月額は原則として、その年の9月から翌年の8月まで適用されます。

【特別な算定方法】

業務の性質上、4月から6月までが繁忙期も若しくは閑散期にあたり、通常の決定方法では著しく不当となるときは、申立てにより、前年7月から当年6月までの1年間の報酬の平均により算定することができます。

この方法で時決定を行うためには、次の要件を満たしている必要があります。

- ・「4月から6月までの報酬を基に算定した標準報酬の等級」と「年間報酬の平均によって算定した標準報酬の等級」に2等級以上の差があること。
- ・2等級以上の差が、業務の性質上、例年発生することが見込まれること。
- ・年間報酬の平均で標準報酬の算定することについて、組合員が所属する所属所長の申立て及び組合員の同意があること。

イメージ

通常の時決定の算定

	R6.6月	R6.7月	R6.8月	R6.9月	R6.10月	R6.11月	R6.12月	R7.1月	R7.2月	R7.3月	R7.4月	R7.5月	R7.6月	R7.7月	R7.8月	R7.9月
固定給	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000
非	19,158	33,090	33,090	33,090	33,090	19,158	55,434	33,106	17,976	17,976	39,347	198,103	36,294	16,022	14,850	3,011
合計	399,158	413,090	413,090	413,090	413,090	399,158	435,434	418,106	402,976	402,976	424,347	583,103	421,294	401,022	399,850	388,011
⇒ 410千円(27級)※従前(現在適用)額																
476,248(3ヶ月平均)																
470千円(29級)(ア)																
⇒ 470千円(29級)																
428,313(12ヶ月平均)																
440千円(28級)(イ)																

年平均による時決定の保険者算定

◎(ア)と(イ)間に、2等級以上の差がないので、この例では令和7年9月からの標準報酬月額は470,000円(29級)となる。

※2等級以上の差が、業務の都合上、例年発生することが見込まれることが必要。

Q「業務の都合上、例年発生する」とは？

- ・毎年4月に人事異動があるため、4・5月は繁忙期になり、超過勤務手当が毎年増加する。
- ・4月に大雨による災害が発生したため、4月～6月の間休日出勤したので休日手当が増加した。
- ・同僚が休んだため、5月の超過勤務手当が増加した。
- ・事務所の移転が4月にあったため、超過勤務や休日手当が増加した。



〔対象・対象外〕



〔対象・対象外〕



〔対象・対象外〕



〔対象・対象外〕

※ 上記はあくまでも例示であり、実際の事例に応じてよく検討する。

住宅借入金等特別控除を受ける方へ

新築・増改築・購入のために、共済組合から貸付金を借り受けた時は、一定の要件に該当すると住宅借入金等特別控除を受けることができます。

共済組合では、この控除を受けるために必要な「住宅取得資金に係る借入金年末残高等証明書」（以下「残高証明書という」）の発行を予定しています。



1 残高証明書発行の要件

- ① 平成18年1月1日以降に住宅貸付け及び住宅災害貸付けを借り受け、償還期間が10年以上の方（償還回数が120回未満の方は除きます。）
- ② 住宅貸付け及び住宅災害貸付けを借り受けた後、共済組合に完了報告書を提出していること（未提出の場合は、残高証明書を発行しませんので注意してください。）

2 発行時期

- | | | |
|---------------------------------|-------|-----------|
| ① 令和6年12月までに該当貸付を借り受けた方 | | 令和7年11月上旬 |
| ② 令和7年1月から令和7年12月までに該当貸付を借り受けた方 | | 令和8年1月下旬 |

3 その他

- 一部繰上償還を行い、貸付当初の償還月から最終償還月の償還期間が10年未満となる時は、残高証明書を発行できません。
- 住宅借入金等特別控除の詳細は、税務署でお尋ねください。

公立学校共済組合香川支部・ 香川県教職員互助会における個人情報の取り扱いについて

個人情報の保護に関する法律の規定により、共済組合及び互助会についても、個人情報の利用目的の特定・制限・公表、適切な管理、第三者への制限などの義務が課せられています。

個人情報の取り扱いに関する苦情相談窓口

- 公立学校共済組合香川支部 TEL087-832-3791
- (一財)香川県教職員互助会 TEL087-832-3796

「公立学校共済組合 資格確認書」の送付について

令和6年12月1日以前に発行された組合員証等は、令和7年12月2日以降は、医療機関等（調剤薬局を含む。）で使用することはできません。

公立学校共済組合香川支部では、令和7年11月中に「公立学校共済組合 資格確認書」の送付を予定しています。送付対象者は、組合員及び被扶養者資格を有する方で、マイナ保険証の未登録者（※）となります。

なお、公立学校共済組合香川支部で管理しているマイナンバーとの連携情報に基づき送付しますので、原則、所属所及び組合員の方からの申出は不要です。

※ マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者及びマイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者



互助会からのお知らせ

会員専用ホームページのご案内

福利厚生に関する諸手続きや最新のトピックスなどを分かりやすくお知らせするため、香川県教職員互助会と公立学校共済組合香川支部が連携した「香川県教職員福利厚生サポートページ」を開設しています。

ホームページのアドレス等は以下のとおりです。会員と会員家族専用ですので、閲覧時、「ユーザー名」と「パスワード」の入力をお願いします。

ホームページアドレス

<https://kgbenefit.jp>



ユーザー名

117117117（半角）

パスワード

benefiT（Tのみ大文字）

※スマートフォン・タブレット用のサイトはQRコードを読み取ってご覧ください。

様式も掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。